

# 平成18年度第1回秋田県建設業審議会の概要について

## 1 日時及び場所

平成19年1月29日(月)10:00~11:50  
ルポールみずほ 「ふじ」

## 2 出席者

委員：田中会長、加賀谷委員、天野委員、佐々木(博)委員、友木屋委員、豊巻委員、  
佐々木(哲)委員、菅原委員、時田委員、阿部委員、佐々木(吉)委員  
(委員15名中11名が出席)

県側：大嶋建設交通部長、佐賀建設交通部次長、山岡建設管理課長、小嶋技術管理室長、  
松田政策監、田口技術管理監 ほか

## 3 議事の概要

建設交通部長あいさつ、新任委員紹介の後、建設業審議会条例の規定により、田中会長が議長となって議事を進行した。

### (1) 議事録署名委員の指名

田中会長により、議事録署名委員として加賀谷委員及び豊巻委員が指名された。

### (2) 報告事項

1) 建設業の現状と県工事の発注状況について

2) 全国知事会「都道府県の公共調達改革に関する指針」について

資料1~3に基づき事務局から説明がなされたあと、質疑が行われた。  
質疑の概要は次のとおり。

委員：低入札価格調査によって失格とされた事例はあるか。

低入札で落札された工事であっても、下請業者は元請業者に言われたとおりやらざるをえないため、ダンピング受注は下請いじめにつながる。資材業者にとっても同様である。1回目は仕方ないとしても、2回続けて低入札をした業者は失格とするなどの措置について検討していただきたい。

県：昨年度の低入札価格調査制度の見直しにおいて、失格判断基準の制度を設けた。これにより現在までに13件の入札で18業者が失格となっている。

また、一定の低入札については、ご指摘のあった下請業者へのしわ寄せなどが生じないよう、実際の下請代金、資材費、労務費等がいくらかかったかを事後的に確認して低入札価格調査時の予定金額と比較する工事コスト調査を実施しているところであり、低入札によって下請業者、資材業者等にどの程度の影響があるのか調査結果を検証した上で、さらなるダンピング対策が必要であれば強化することとしたいと考えている。

委員：全国知事会の指針が出たことによって、現在、秋田県で試行中や実施予定となっている取組みについて実施時期を早める等の検討は内部で行われているのか。

県：全国知事会の指針では、建設工事のほか、物品や委託等についても制度改革の対

象となっているほか、内部通報制度や天下り問題等いろいろな観点からの改革項目が含まれていることから、近々、庁内で検討組織を立ち上げた上で、指針にどのように対応していくかを検討していくこととなっている。

### (3) 審議事項

#### 1) 条件付き一般競争入札の導入について

資料4・5に基づき事務局から説明がなされたあと、審議が行われ、諮問どおり「条件付き一般競争入札を導入すべき」との答申をすることと決定された。

質疑・意見の概要は次のとおり。

委員：一般競争入札が導入された場合、市町村に対しては今後どのような指導がなされていくこととなるのか。

県：全国知事会の指針においても、指針で示された制度改革を市町村に対しても働きかけていくこととされている。

ただし、地方分権推進一括法の施行以来、基本的には都道府県は市町村に対する指導の権限は有しないこととなっているため、県と市町村が会員となっている秋田県公共工事契約業務連絡協議会（公契連）等を通じて、いろいろな情報を提供してまいりたい。

委員：市町村にとっては情報も少なく、これまでも課題が出てくれば県に問い合わせをして指導を受けてきた経緯もあるので、相談があった場合は対応をお願いしたい。また、地域要件の拡大に関しては「総合的に勘案」して決定するとのことだが、地域の実情、雇用されている人たちの立場などを考えると、地域によっては一概に拡大という訳にもいかないと思われるので、柔軟な対応をお願いしたい。

県：入札制度に関しては、一昨年4月に施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）で示された総合評価方式の拡大を推進するため、県と市町村とで協議会を設けているほか、電子入札の実施に関しても同様の協議会を設けており、県南のある市では来年度後半からの電子入札の導入が計画されている。公共工事の発注手続の透明性の確保という観点からは、今後、市町村においても取り組んでいただかなければならない事項はたくさんあると思われることから、今後とも積極的に情報を提供していくとともに、市町村から相談があれば積極的に対応してまいりたい。

地域要件の取扱いについては、県によっては地域要件を一律撤廃しているところもあるが、秋田県としては、現在の地域経済や雇用情勢を踏まえると、現行の地域要件や格付要件を拡大することは現時点ではできないという総合的な判断をして、今回諮問させていただいたところである。

委員：地域要件の拡大を延期するという決定については、厳しい経営環境にある県内建設業に対して適切に配慮していただいたものと感謝している。ただ一方では、地域によって、業者数に比べて発注量が少ないというアンバランスが生じており、結果として、ダンピング受注による競争となっている地域とそうでない地域ができてしまっている。発注者としては、このあたりの事情にも考慮していただきたい。

県：地域振興局体制発足時は、平成19年度以降には3振興局体制という話もあったが、現時点では振興局体制が今後どうなるのか見えない状況である。ご指摘の点

については十分認識しており、ダンピング受注対策の強化を図りながら、当面は現行の行政区域単位で発注していきたいと考えている。

委員：今後、発注量全体が減少していく中で、総合評価方式による発注と総合評価方式によらない発注の割合はどのようになっていく見通しか。

県：平成17年度からの新行財政改革推進プログラムの中で、4千万円以上の工事における総合評価方式等の発注比率について、平成17年度は5%、18年度は10%、19年度は20%という数値目標を設定しているが、現時点では20%以上への拡大については検討していない。

また、総合評価方式では、手続の3段階で学識経験者の意見聴取が必要とされており、事務的な負担が非常に大きいことから、全国知事会の指針においても手続を簡略化するよう地方自治法施行令の改正を国に要請していくこととしている。

委員：総合評価方式は、企業の技術力、いわば底力を評価できる良い制度だと思っている。国体が終われば発注量が減っていくと言われている中で、総合評価方式が適用できるような工事が減少していった場合、県内建設業者の技術力を伸ばしていくことができるのかということが心配である。

県：現在の供給過剰構造の中で、技術と経営に優れた企業が成長していくための公正な競争環境の整備は、施策の基本となるものであり、今後の次期行革等においても、総合評価方式をはじめとした技術力を評価する入札契約方式の拡大は、取組みの方向性として位置づけていく必要があるものと考えている。

総合評価方式は、標準仕様の確認、標準仕様以外の独自の技術提案の検討やその審査などの過程を経ることから、発注者・受注者の双方にとって技術力の向上に大いに役立っているものと認識している。このため総合評価方式が適用できる工事については、数値目標にとらわれずに適性を見極めた上でどんどん発注していきたいと考えている。

なお、審査手続については、簡便にできるものについてはできるだけ簡便に処理できるよう、現在、運用ガイドラインの見直しを行っているところである。

## 2) 設計・施工一括発注方式の本格実施について

資料6に基づき事務局から説明がなされたあと、審議が行われ、諮問どおり「設計・施工一括発注方式を本格実施すべき」との答申をすることと決定された。

質疑・意見の概要は次のとおり。

委員：実施例をみると、秋田中央道路工事などこれまでになかった工事であり、また、今後もそう出てくる工事ではないと思われるが、確かに当初は、ゼネコンなど技術レベルの高い企業を対象とした試行からスタートせざるを得なかったと思う。一方で、施工者サイドからみると、発注時期や突発的な事項への対応なども含めて、現在の役所の発注体制や現場管理システムが以前のように機能していないのではないかと感じている。ミーティングなど、技術面で役所と本音で交流する機会も少なくなっている。

秋田中央道路等の工事によって技術力の向上の恩恵を受けられる県内企業はほんの一握りであり、今後の設計・施工一括発注方式の実施に当たっては、なるべく県内の普通のレベルの企業が参加できるような方策を考えていただきたい。会計制度等の問題もあるだろうが、発注計画が早い時期に分かれれば、県内企業で

もコスト面も含めていろいろな提案ができると思う。中央主導のやり方に従うだけでなく、ぜひ県内の中位レベルを想定した秋田オリジナルのシステムを試みていただきたいし、どうすればできるのか我々にも相談していただきたい。

県：これまで試行した17件中、15件は県外企業であるが、2件は県内企業がJVとして参加している。

現行の設計・施工一括発注方式は大規模で特殊な工事を想定しており、橋梁上部工や下水道、ダム、トンネルといったある程度限定された工種での適用にならざるをえないが、今後は、県内企業のレベルアップの手法として、例えば設計コンサルタントと施工業者とのコンソーシアムといった形態についても検討していきたいと考えているので、いろいろな席でご意見をいただきたい。

委員：一般の方式では設計業務と施工業務を別々に発注しているようだが、このメリットは何か。

県：設計と施工を分離発注した場合は、一義的に発注者が責任の大部分をもつことになり、このことが施工者にとってのメリットになると言われている。

委員：高度でも特殊でもない工事については、従来どおり設計と施工を分離して発注していくということによいか。

県：高度または特殊な工事のうち、設計と施工を一括して発注したほうがコスト的にも工期的にもより効果があると見込まれる工事について、設計・施工一括発注方式を適用していきたいということである。

例えば小さな側溝整備のような工事については、設計・施工一括発注方式を適用したとしてもどれだけの効果があるのかということを考えれば、このような工事については、請負者に全体のリスクを負わせることなく、発注者責任を果たしながら、従来の分離発注方式でやっていくことになる。

答申の決定後、会長から県に対し、各委員から出された意見・提言については今後施策を進めるに当たって十分配慮するよう求める旨の要請があり、議事を終了した。